

中国人強制連行北海道訴訟一審判決

事実認定

(札幌地裁2004年3月23日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

7 原告ら等に対する強制連行及び強制労働

(1) 亡呂■■■, 原告呂■■■, 同陳■■■及び同張■■■こと張■■■と被告三井鉱山

ア(ア) 亡呂■■■は, 昭和3年(1928年)7月6日に生まれ, 強制的に連行された当時, 北京市昌平県長陵郷昭陵村において両親及び弟の4人家族で農業に従事していたものであり, 原告呂■■■は, 昭和2年(1927年)9月26日に生まれ, 強制的に連行された当時, 同村において両親と弟2人の5人家族で農業を家業にしていたものであって, 両者は従兄弟の関係にある。

亡呂■■■は, 第1事件の訴え提起後, 平成11年(1999年)10月31日に死亡し, 亡呂■■■訴訟承継人呂■■■, 同呂■■■, 同呂■■■, 同呂■■■及び同于■■■は, いずれも亡呂■■■の相続人である。

イ(イ) 原告陳■■■は, 昭和3年(1928年)11月10日に生まれ, 強制的に連行された当時, 河北省昌平県小湯山鎮大湯山村において両親, 兄夫婦, 弟及び妹の7人家族で家業の農業に従事していた。

ウ(ウ) 原告張■■■こと張■■■(以下「原告張■■■」という。)は, 昭和7年(1932年)9月1日に同省東鹿建辛集鎮西孤營村で生まれ, 強制的に連行された当時, 両親及び兄弟姉妹7人の家族10人で生活し, 父がホテルを経営し, 同原告は薪を売っていた。

エ(エ) 被告三井鉱山は, 工業, 採石業等を目的とする会社であり, 明治44年(1911年)12月16日に設立された。同被告は, 北海道において炭鉱を操業していたが(以上の事実は, 同被告との関係で当事者間に争いが無い。), このうち, 中国人が強制的に連行され就労していたのは, 砂川炭鉱, 美唄炭鉱及び芦別炭鉱であり, うち原告ら等が就労していたのは砂川炭鉱及び芦別炭鉱であった。これらの炭鉱においても, 不足する労働力を補うため, 朝鮮人労働者を主に使用していたところ, 不足する坑内作業員を補充するため, 本件次官会議決定に基づき, 政府の勧誘勸奨の下, 警察及び華北勞工協会の指図により, 中国人労働力を移入することとされた。

- ウケ) 亡呂■■■と原告呂■■■は、昭和19年(1944年)8月20日(旧暦)、日本軍のための壁土を築く作業終了後、担当の役人から帰宅しないよう命じられ、これに従ったところ拘束され、2人ともその日のうちに汽車で塘沽に送られた。
- イ) 原告陳■■■は、同年8月(旧暦)、日本軍に任命された村の責任者から昌平県新民会に赴くよう命じられ、これに従ったところ、同日、新民会に集められた約100人の中国人とともに、警察官による警備の下、紐で繋がれた状態で約10キロメートル行進させられるなどした後、汽車で北京の華北労工協会に送られ、翌日、汽車で塘沽に移動させられた。
- ウ) 亡呂■■■、原告呂■■■及び同陳■■■は、同年10月24日、塘沽の収容所から他の収容者約200人とともに連行者移送専用の貨物船に乗せられ、同月31日、下関に上陸した。その後、日本軍の監視の下で、被告三井鉱山の職員が引率する形式で移送され、同年11月14日、上砂川の砂川炭鉱に到着した。この間、中国人には食事、飲料水も十分与えられず、栄養失調者が相当数出た。
- エ) 原告張■■■は、昭和18年(1943年)のある早朝、村を包囲した日本兵によって捕らえられ、半月ほど牢屋に入れられた後、警察局に移され、汽車で石家荘、塘沽と順次連行された後、同所で船に乗せられ、下関経由で芦別炭鉱まで連行された。
- エケ) 砂川炭鉱では、強制的に連行された約400人の中国人を100人ずつほどの中隊に編成し、第6坑と第7坑の坑内労働に就労させ、当時の健康状態に応じて採炭、運搬作業に従事させたが、賃金は支給されなかった。
- 亡呂■■■及び原告呂■■■は運搬に、原告陳■■■は採炭にそれぞれ従事したが、いずれもノルマを課せられ、これを達成する限り制裁を加えられることはなかったものの、原告陳■■■は、ノルマを達成するため度々

深夜労働を強いられ、ノルマを達成できないことで作業チームの日本人から度々暴行を受けた。

(イ) 砂川炭鉱では、中国人労働者に与えられた食事は、雑穀で作ったマントウが1日3食、1食につき1個であり、若干の漬物と汁が添えられたものの、量が不足し、栄養不良であったため、多くの者が下痢を思い、老齢者には死亡する者もいた。

(ウ) 砂川炭鉱では、目標の出炭を確保することが最優先され、働く者の安全衛生が軽視されていたため、小規模の落盤、崩落事故が頻繁に起こった。亡呂■■■■は、発破後十分な時間を経ないまま現場に入って石炭を搬出するよう命ぜられていたため、崩落に遭遇し、頭部を打撲して意識を失い、半月間入院したが、神経麻痺により顔面の右半分が不自由になるという後遺障害を被った。

また、中国人労働者には防じんマスクなどが与えられず、発生した粉じんをまともに吸入し、その他の環境の劣悪さも加わって、多くの者が呼吸器系統の疾病にかかり、死亡者の死因の多くが肺結核、肺炎、肺浸潤等の呼吸器病とされた。

中国人労働者には風呂が設置され入浴が可能であったが、寝場所等の環境が不衛生であったため、ほとんどの者が皮膚病にかかった。

(エ) 砂川炭鉱における中国人労働者の宿舎は、他の労働者の宿舎から隔離した谷の麓に4棟用意され、1棟には約100人が宿泊されていた。その入口に事務所があり、4、5人から10人程度の監視人が宿舎を監視し、脱出を試みる者は暴行を受け、それによって死亡した者もいた。

オ 芦別炭鉱では、原告張■■■■を含む中国人労働者は炭坑内で石炭を掘る作業に従事させられたが、宿舎は1つの木造の部屋に100人以上が収容され、監視は厳しく、逃亡することはできなかった。また、食事は1日3回で、1回の食事で黒くて小さいマントウが1個与えられただけであり、衛

生状態も劣悪であった。そしてこの間、賃金は支給されなかった。

カ) 亡呂■■■、原告呂■■■及び同陳■■■は、昭和20年(1945年)10月19日、砂川炭鉱で働かされていた他の中国人とともに、上砂川町を出発し、同月20日、室蘭港から中国に帰還した。

(イ) 終戦後、原告張■■■は、佐世保から船に乗って、中国に帰還した。

(2) 原告範■■■、同白■■■、同張■■■、同王■■■、同朱■■■、同薛■■■、同李■■■、亡閻■■■、同陳■■■こと陳■■■及び同趙■■■こと趙■■■と被告住友石炭鉱業

ア) 原告範■■■は、大正13年(1924年)10月11日(旧暦)に生まれ、強制的に連行された当時、河北省徐水県王馬村において両親、姉、妹、弟4人及び妻の10人家族で農業に従事していた。

(イ) 原告白■■■は、大正13年(1924年)4月12日(旧暦)に生まれ、強制的に連行された当時、同村において祖母、母及び妹2人の5人家族で農業に従事していた。

(ウ) 原告張■■■は、大正8年(1919年)1月15日(旧暦)に生まれ、強制的に連行された当時、同県白塔鋪村において養母、妻及び子供2人(2歳及び生後2か月)の5人家族で農業を営んでいた。

(エ) 原告王■■■は、昭和3年(1928年)2月12日(旧暦)に生まれ、強制的に連行された当時、同県王馬村において、祖父、祖母、叔父、叔母、両親、姉及び妹2人の10人家族で農業に従事していた。

(オ) 原告朱■■■は、大正8年(1919年)10月13日(旧暦)に生まれ、強制的に連行された当時、同村で祖父、両親、妻及び子供3人の8人家族で農業に従事していた。

(カ) 原告薛■■■は、大正12年(1923年)8月(旧暦)に生まれ、強制的に連行された当時、同県白塔鋪村において父、姉3人及び妻の6人家族で農業に従事していた。

(キ) 原告李■■■(生年月日不詳)は、強制的に連行された当時、同県仁里

村において両親、兄2人、弟2人、妻及び娘の9人家族で農業に従事していた。

(ウ) 亡閻[]は、大正11年(1922年)に生まれ、強制的に連行された当時、同県大寺各庄において両親、兄3人、妻の7人家族で農業に従事していた。

亡閻[]は、平成11年(1999年)3月16日に死亡し、原告閻[]、同閻[]、同閻[]及び同閻[]は、いずれも亡閻[]の相続人である(その相続割合は、それぞれ4分の1である。)

(ク) 原告陳[]こと陳[](以下「原告陳[]」という。)は、大正14年(1925年)3月8日に生まれ、強制的に連行された当時、同省定州氏明月店镇十家町村(当時の地名は河北省定県明月店十家町村)において、両親、妻、弟及び妹の6人家族で農業に従事していた。

(ニ) 原告趙[]こと趙[](以下「原告趙[]」という。)は、大正13年(1924)年11月に生まれ、強制的に連行された当時、同省徐水県蔡家村において、両親、妻及び息子の5人家族で農業に従事していた。

イ 被告住友石炭鉱業は、石炭等の採掘等を目的とする株式会社であり、昭和2年(1927年)6月30日に設立された。同被告の北海道における炭鉱は、早期に閉山した唐松炭鉱を除くと、赤平炭鉱、歌志内炭鉱、新歌志内炭鉱、奈井江炭鉱、奔別炭鉱、弥生炭鉱(後に奔別炭鉱と合併)及び上歌志内炭鉱(後に赤平炭鉱と合併)であり(以上の事実は、同被告との関係では当事者間に争いが無い。)、うち原告ら等が就労していたのは赤平炭鉱であった。赤平炭鉱が起業した昭和13年(1938年)末の就労者の数は25人であったが、昭和14年末には253人、昭和15年末には603人と増加したものの、昭和16年3月末には609人に止まり、第1期起業完成年度である昭和17年度の50万トン出炭開始計画における予定従業員とされていた1569人の40パーセントに至らない状況で

あった。

石炭鉱業聯合会は、昭和12年(1937年)、朝鮮人の移入を商工省に要請し、昭和16年(1941年)末ころには、赤平炭鉱に85人の朝鮮人労働者が初めて移入された。

昭和19年(1944年)、赤平炭鉱では、原料炭の増産を命じられ、労働者の増員が必要となったため、華人労働者移入が申請され、予定人員300人の移入の準備をすることとなった。被告住友石炭鉱業の従業員であり赤平炭鉱の係員である馬場■及び坂本■は、中国の石門に赴き、原告ら等約300人の中国人の輸送に当たり、下関港からは、この2人に加えて同被告の従業員11人が赤平までの輸送に当たった。

ウ) 原告範■及び同白■は、昭和19年(1944年)8月15日(旧暦)の早朝、武装日本兵らにより寝込みを襲われ、いずれも八路軍のゲリラと間違われて縛り上げられ、県城の中の一時的な収容施設に2日間収容された後、他の多数の中国人とともに汽車で石家荘の収容施設に移送され、満足な食事等が与えられないまま20日間拘束され、さらに、汽車で塘沽まで移送された。そして、塘沽から他の中国人とともに貨物船に乗せられ、約7日間の航海の後、下関港に上陸し、赤平に連行された。

イ) 原告張■及び同薛■は、同年7月(旧暦)の早朝、村を取り囲んだ武装日本兵によって18歳以上の者全員とともに捕らえられて徐水県の日本軍本部に連行され、いったん監獄に収容された後、他の中国人とともに石家荘の収容施設に移送され、満足な食事等が与えられないまま約1か月間拘束され、さらに、汽車で塘沽に移送された。そして、同年11月、塘沽から他の中国人とともに貨物船に乗せられ、約7日間の航海の後、下関港に上陸し、赤平に連行された。

ウ) 原告王■及び同朱■は、同年8月5日(旧暦)早朝、村を包囲し

た武装日本兵によって捕らえられ、果城に連行された後、2人1組でロープで縛られたまま汽車で保定市へ移送され、武装日本兵の監視の下で木で作った大きな檻の中に4日間収容され、その後、汽車で石家荘の収容施設に移送され、満足な食事等が与えられないまま約1か月間拘束された。その後汽車で塘沽に移送され、塘沽から他の中国人とともに貨物船に乗せられ、下関港に上陸した後、赤平に連行された。

(ニ) 原告李■■■は、同年8月15日(旧暦)早朝、日本兵により逮捕されて果城に連行された。その後、同原告は、縛られたまま保定市に護送され、翌日、汽車で石家荘の収容施設に移送され、満足な食事等が与えられないまま拘束され、労働や訓練もさせられ、さらに、汽車で塘沽に移送された。そして、塘沽から他の中国人とともに貨物船に乗せられ、約半月間の航海の後、日本に上陸し、赤平に連行された。

(ハ) 亡國■■■は、同年7月23日(旧暦)早朝、村を取り囲んだ日本兵らに拉致されて果城に連行され、同所で頭を銃床で殴られたため頭から大出血した。その後、縛られたまま石家荘の収容施設に移送され、満足な食事等が与えられないまま約1か月間拘束された後、汽車で塘沽に移送された。そして、塘沽から他の中国人とともに貨物船に乗せられ、約10日間の航海の後、下関港に上陸し、赤平に連行された。

(ニ) 原告陳■■■は、昭和18年(1943年)8月1日(農曆)夕方、畑仕事からの帰途、八路軍ではないかとの疑いを受けて日本兵及び中国人警備隊に捕まり、詰所に連行されて拷問された上、地下室に監禁された。同原告は、その後、汽車で新楽県に連行され、さらに石家荘の収容所に送られた後、汽車で塘沽に移送され、船に乗せられて、下関経由で赤平に連行された。

(キ) 原告趙■■■は、昭和19年(1944年)7月22日(陰暦)早朝、武装日本兵らに家から連行され、汽車で漕河東駅を経て保定に移送され、

同所で6, 7日間籠の中に拘束された後に石家荘に移り, 約1か月拘束された後, 同年8月末, 塘沽に移送され, 船に乗せられて, 下関に到着した後, 赤平に連行された。

エ) 原告ら等は, 赤平炭鉱において, 採炭, 掘進等の炭鉱の坑内労働に従事させられた。採炭作業は, ピックハンマーを使用して採炭切羽の石炭を削り落とす作業であり, 掘進作業は, 岩石掘進と沿層掘進とに分かれ, 岩石掘進は発破又はピックハンマーによって岩石を破砕し, 岩石を搬出して枠を付けて坑道を延長していく作業であり, 沿層掘進はピックハンマーで石炭層と岩石層との境界部分を掘って坑道を延長する作業であった。この他に, 石炭の運搬や破砕した岩石の運搬, 坑内資材等の運搬作業等の作業があった。

イ) 仕事は1週間ごとの昼夜2交替制で12時間労働であり, 休日は1日もなく, 厳しく監視され到底逃亡ができない状況にあって, 作業中に日本人監督により, 理由のない暴行が行われることもあった。原告王^〇は, 松の木を担げなかったため, 日本人の現場監督に殴られたことがあり, 原告陳^〇も, 休憩中に後頭部を棒で殴られ流血したが, 2日間の休みの後直ちに就労させられた。また, 原告趙^〇は, 飢えのため飼料を盗んで暴行を受け, 足に消えない傷が残った。この他, 日本人の現場監督は, 金槌等を使って中国人労働者を殴った。この間, 賃金はまったく支給されなかった。

ウ) 赤平炭鉱における中国人労働者の宿舎は, 木造のパラックのような構造のものが5棟あって, 廊下でつながっており, 宿舎にはストーブがあったが, 隙間風が入り, 質の悪い布団が一枚与えられただけであった。風呂には毎日1度入ることができた。衣類は中国で支給された物だけであり, 新たに厚手の衣類が支給されることはなかった。食事は, 朝夕にとうもろこしの粉と大豆の粉で作ったマントウが1個支給されただけで,

病気の者は治療されないだけでなく、働けないため食事も平常の半分に減らされた。

(ニ) 赤平炭鉱に到着した中国人283人のうち42人(約15パーセント)が赤平において死亡したが、うち落盤による死者が4人、自殺者が2人で、他の者はすべて病死であった。病死者の半数は腸炎による死亡で、肺炎や心臓麻痺がこれに続いた。原告王■■■■は、石を運び出す作業をする際、トンネル内の凍結か所で足を滑らせた拍子にトロッコに左足を挟まれ、左足の親指の下を深く挫滅した。

オ 原告ら等は、戦争終了から約1か月後、赤平を出発し、貨物船に乗って中国に帰還した。

(3) 原告趙■■■■、同任■■■■、同張■■■■、同孫■■■■、同宋■■■■、同王■■■■、同李■■■■、同刘■■■■、同■■■■、同王■■■■、同孫■■■■、亡張■■■■、亡陳■■■■、亡朱■■■■及び亡張■■■■と被告熊谷組及び野村鉱業株式会社

ア(イ) 原告趙■■■■は、昭和5年(1930年)4月7日(旧暦)に生まれ、強制的に連行された当時、北京市海淀区蘇家坨三村において両親、姉1人、兄夫婦及び同原告の許嫁の7人家族で農業に従事していた。

イ(イ) 原告任■■■■(生年月日不詳)は、強制的に連行された当時、同市海淀区蘇家坨三村において母、弟及び妹の4人家族で生活していた。

ウ(イ) 原告張■■■■は、昭和7年(1932年)10月16日に生まれ、強制的に連行された当時、河北省昌平県陽坊楊家庄村(現在の北京市海淀区温泉鎮楊家庄村68号)において両親及び妹の4人家族で生活していた。

エ(イ) 原告孫■■■■は、大正14年(1925年)に生まれ、強制的に連行された当時、北京市昌平県七里渠郷豆各庄村において母及び妻の3人家族で農業に従事していた。

オ(イ) 原告宋■■■■は、大正10年(1921年)3月13日に生まれ、強制的に連行された当時、同市海淀区永豊郷辛店村において母及び妻の3人

家族で農業に従事していた。

- (カ) 原告王■■■は、昭和2年(1927年)6月8日に生まれ、強制的に連行された当時、同市昌平県平西府鎮東三旗村において母及び祖父の3人家族で生活し、同市内で自動車の運転手をしていた。
- (キ) 原告李■■■は、大正2年(1913年)6月16日に生まれ、強制的に連行された当時、同市昌平県南邵郷何營村において母、妻、息子、弟2人とそれぞれの妻、弟の子及び妹の10人家族で家業の農業を手伝っていた。
- (ク) 原告刘■■■は、大正15年(1926年)11月19日に生まれ、強制的に連行された当時、同県百善庄において両親及び兄弟の7人家族で家業の農業を手伝っていた。
- (ケ) 原告蔣■■■は、大正3年(1914年)7月11日に生まれ、強制的に連行された当時、同市石景山区広寧村において妻及び子供2人の4人家族で生活し、発電所に就労していた。
- (コ) 原告王■■■は、大正10年(1921年)12月22日に生まれ、強制的に連行された当時、河北省塩山県城關鎮賈牛村において母及び妹の3人家族で農業を営んでいた。
- (ク) 原告孫■■■は、大正8年(1919年)8月13日に生まれ、強制的に連行された当時、北京市昌平県百善郷呂各庄村において母及び妹2人の4人家族で農業を営んでいた。
- (シ) 亡張■■■(生年月日不詳)は、強制的に連行された当時、同県史各庄郷西半壁店村において、妻、息子及び娘の4人家族で生活していた。
- 亡張■■■は、平成7年(1995年)5月15日に死亡し、原告張■■■、同張■■■、同張■■■及び同張■■■は、亡張■■■の相続人である(その相続分の割合は、それぞれ4分の1である。)
- (ス) 亡陳■■■は、大正12年(1923年)3月8日に生まれ、強制的に

連行された当時、同県馬池口上念頭村において両親、妹、弟3人の7人家族で生活し、家業の櫛作りを手伝っていた。

亡陳■は、平成9年（1997年）9月1日に死亡し、原告高■、同陳■、同陳■、同■、同陳■及び同陳■は、亡陳■の相続人である（その相続分の割合は、原告高■が12分の7、その余の原告らがそれぞれ12分の1である。）。

七) 亡朱■は、明治41年（1908年）に生まれ、強制的に連行された当時、北京市石景山区広寧村発電所の職工宿舎に居住し、発電所で就労していた。

亡朱■は、後記のとおり、強制連行された後、平岡出張所で死亡した。原告朱■は、亡朱■の唯一の相続人である。

八) 亡張■は、昭和4年（1929年）12月に生まれ、強制的に連行された当時、同市海淀区上庄郷上庄村において両親、祖母の4人家族で農業を営んでいた。

亡張■は、平成11年（1999年）4月10日に死亡し、原告趙■、同張■、同張■、同張■、同張■、同張■及び同張■は、亡張■の相続人である（その相続分の割合は、原告趙■が14分の8、その余の原告らがそれぞれ14分の1である。）。

イ 被告熊谷組は、土木建築業を主たる業とする株式会社であり、昭和13年（1938年）1月6日に設立された。被告熊谷組は、福島県耶麻郡猪苗代町にある沼倉出張所（以下「沼倉出張所」という。）、長野県下伊那郡平岡村にある平岡出張所（以下「平岡出張所」という。）及び岐阜県稲粟郡にある各務ヶ原出張所にそれぞれ事業場を有していたところ（以上の事実は、同被告との関係では当事者間に争いがない。）、これらの3事業場に中国人が強制的に連行されて就労しており、原告ら等が就労していたのは沼倉出張所と平岡出張所で、昭和20年（1945年）5月31日の

平岡出張所閉鎖後には、原告ら等は、後記ウのとおり北海道常呂郡置戸村にある野村鉱業株式会社（以下「野村鉱業」という。）の置戸鉱業所（以下「置戸鉱業所」という。）に移動させられて就労した。

被告熊谷組も、日本人労働者及び朝鮮人労働者を使用していたところ、労働力が不足し、また、コンクリート用砂利採取に労働者の増強が必要になったため、本件閣議決定を受けて、沼倉出張所及び平岡出張所等に中国人労働者を移入することとし、華北勞工協会との間で中国人労働者の雇入れ契約を結び、移入を始めた。昭和19年（1944年）6月17日に397人の中国人が塘沽を出発して、下関港経由で直ちに平岡出張所に連行された。また、同年10月には、被告熊谷組の関係者の付添い、監視の下、中国人が3次に分けて塘沽から貨物船で下関港に連行され（第1次が148人、第2次が228人、第3次が136人）、その後、特高警察の警察官が加わった厳重な付添い、監視の下で各作業所まで移動させられ、また、沼倉出張所と平岡出張所では相互に中国人労働者の移動による補完をした。

ウ 野村鉱業は、鉱物採鉱、製錬及び販売を業とする株式会社であり、北海道常呂郡置戸村を中心として南北に広がる水銀の鉱脈の採鉱を目的として設立された。野村鉱業の事業場は、当時、置戸鉱業所であったところ、同会社も、労働者の不足に対処するため、本件閣議決定に基づいて中国人労働者を移入することとし、原告ら等は上記のとおり置戸鉱業所に連行されて就労した。当初イトムカ鉱山（中国）へ移入する予定であった中国人195人が置戸鉱業所へ転換移入されることとなったが、洗鉱場付属工事を早急に完成させる必要上、更に中国人300人の割当てを得て、昭和20年（1945年）6月4日、前記平岡村で被告熊谷組の下で労働していた原告ら等を含む中国人のうち297人が、野村鉱業の従業員の監視の下、置戸鉱業所へ連行され、そこで労働させられた。

エ(ア) 原告趙■■■■は、昭和19年（1944年）9月、村から、「昌平県で

仕事がある。働けばお金がもらえる。」と言われて働きに出ることとなり、同県の新民会に赴いたところ、翌日、華北勞工協會に連れて行かれ、更に翌日、汽車で塘沽に連れて行かれ、同所で日本の軍隊に引き渡された。同原告は、塘沽の収容所で初めて日本に連行されることを聞かされ、塘沽から船に乗せられて下関港に着いた。

(イ) 原告任■■■は、同年、路上で突然兵隊から銃を突きつけられて近くの町の警察署に連行された後、北京の華北勞工協會に連れて行かれた上、翌日、さらに塘沽まで連れて行かれ、日本の軍隊に引き渡されて、塘沽の収容所で数日間拘束された。その後、同原告は、船に乗せられ、船内で日本に連行されることを知った。

(ウ) 原告張■■■は、同年秋、村の保長から建築の仕事を勧められてその指示に従ったところ、昌平県を経て北京に連れて行かれ、3日後、日本兵により汽車で塘沽に連行されて、塘沽で約1週間日本兵の嚴重な監視の下で拘束され、その後船に乗せられて、そこで日本に連行されることを聞いた。

(エ) 原告孫■■■は、同年8月(旧曆)ころ、村から昌平県で仕事があると言われ、これに応じて同県の新民会へ行ったところ、翌日、華北勞工協會に連れて行かれ、その翌日に、汽車で塘沽に連れて行かれたが、その汽車の中で、中国人警察官から、日本に行つて働いてもらうと言われた。同原告は、監視が嚴重であつたため、逃げることができず、塘沽の収容所で約1週間拘束された後、石炭運搬船で下関港に着いた。

(オ) 原告宋■■■は、同年9月ころ、村長から、昌平県で道路修理の仕事があると言われてこれに応じ、同県に行ったところ、中国人警察官によつて北京に連れて行かれ、さらに汽車で塘沽に連れて行かれ、約7日間同所で拘束された後、石炭の運搬船で下関港に到着した。

(カ) 原告王■■■は、同年8月(旧曆)ころ、村の幹部から八達嶺の下の道

路の修理の仕事があると声をかけられ、昌平県の新民会に行ったところ
中国人警察官によって華北勞工協會に連れて行かれ、翌日、中国人と日
本人の警察の監視の下で列車で塘沽に連行され、塘沽の収容所で約7日
間拘束された後、約700人の中国人とともに石炭の貨物船に乗せられ、
約1週間で門司港、下関港に到着した。

(イ) 原告李■■■■は、同年10月ころ、村長から徴用に応じるよう要請され、
華北勞工協會に行ったところ、同協会周辺には多数の中国人警察官が警
備していて行動の自由がなく、3、4日後に塘沽に連行され、塘沽から
石炭運搬船に乗せられて門司から下関に到着した。

(ロ) 原告刘■■■■は、同年10月ころ、村の保長から昌平県での仕事を勧め
られ、同県の新民会に行ったところ、華北勞工協會に連れて行かれ、更
に塘沽へ連行されて、日本兵の監視する収容所に約6日間拘束され、そ
こで日本へ行くことを告げられて、石炭船を改造した船に乗せられ、同
月下旬ころ下関に到着した。

(ハ) 原告蔣■■■■は、共産党の地下活動に従事していたところ、昭和17年
(1942年)8月6日、北京の西正門駅で亡朱■■■■とともに日本の
憲兵隊に連行され、昭和18年1月25日に懲役3年の裁判を受けて高
善法律収容所に収容されていたが、昭和19年8月、塘沽に連行されて
収容所で半月拘束された後、石炭運搬船に乗せられて下関に着いた。

(ニ) 原告王■■■■は、従事していた共産党の地下活動のため昭和17年(1
942年)1月に日本の憲兵隊に逮捕され、懲役3年の裁判を受けて東
新橋収容所で服役していたところ、昭和19年(1944年)8月ころ、
塘沽に連行され、収容所に約10日拘束された後、船に乗せられて下関
に連行された。

(ホ) 原告孫■■■■は、同年8月29日(旧暦)、村の保長から昌平県で倉庫
を造る仕事があると言われ、同県へ行くと、中国人の引率で華北勞工協

会に連れて行かれ、翌朝中国軍に身柄を拘束されて塘沽に連行され、収容所で約1週間拘束された後、石炭運搬船に乗せられ、下関に着いた。

(シ) 亡張■■■は、同年、村から仕事があると言われてこれに応じたところ、昌平県の閻底に連れて行かれ、翌日、華北勞工協会に、更に塘沽に連れて行かれて約7日間拘束された後、日本兵らが監視する船で日本に連行された。

(ス) 亡陳■■■は、同年秋、村の保長から仕事を要請され、保長と昌平県の県政府の指示に従って華北勞工協会に行ったところ、翌日、中国の憲兵、警察により塘沽に連行され、日本兵が監視する収容所で7日間拘束された後、船に乗せられて、約7日で下関に到着した。

(セ) 亡朱■■■は、共産党の地下活動に従事していたことを理由に昭和17年(1942年)8月6日、原告蔣瑛らとともに日本の憲兵隊に逮捕され、懲役刑の裁判を受けて北京市内の収容所で服役していたところ、昭和19年(1944年)8月ころ、塘沽に連行され、船で下関まで連行された。そして、福島県にある被告熊谷組の作業所で働かされた後、長野県平岡の作業所に移され、同所において衰弱により伝染病に感染し、死亡した。

(ソ) 亡張■■■は、同年8月(旧暦)、村の保長から仕事を要請され、昌平県、北京と移動した後、中国の警察に引率されて塘沽に連れて行かれ、軍服姿の中国人が監視する場所で約7日間拘束された後、船に乗せられ、約7日で下関に到着した。

オ 原告ら等は、下関から汽車に乗せられ、昭和19年(1944年)10月下旬ころ、福島県内の被告熊谷組の作業場所である沼倉出張所に連行され、昭和20年1月10日、長野県内の同被告の作業場所である平岡出張所へ移動させられ、さらに、同年6月4日、北海道内の置戸鉱業所に連行され、就労した。この間、いずれも賃金は支給されなかった。

カ) 沼倉出張所では、原告ら等を含む中国人は、大隊、中隊及び班に分けられ、各作業現場に配置され、班ごとに作業に従事させられた。作業の内容は、被告熊谷組が請け負った水力発電所建設工事に必要となるコンクリート用砂利採取及び運搬作業、掘削土砂の運搬作業であり、機械類は与えられず、すべて手作業であり、1日12時間の長時間労働を強いられた。休憩は一切許されず、疲労で休憩しようとした中国人には暴力が加えられ、また、落盤事故や労働災害も頻発した。

キ) 平岡出張所では、原告ら等を含む中国人は、水力発電所の建設工事に必要となるコンクリート用の砂利採取に主に従事し、作業現場が鶯栄現場、栗生瀬現場及び満島現場の3つに分かれていた。酷寒の中、体調を崩し、あるいは病気にかかる中国人が多かったが、暴力により労働が強制された。

ク) 置戸鉱業所では、原告ら等を含む中国人は、鉱山の洗鉱場付属工事として沈殿池堰堤工事及び土砂運搬、雑役などの作業に従事させられ、ここでも、劣悪な環境で過酷な長時間の労働をさせられた。

キ) 沼倉出張所での中国人労働者の宿舍は、木造板葺2階建の建物が3棟、平屋建の建物が1棟であり、壁は板を打ち付けただけの粗雑な作りであったため、すきま風が入り、冬は雪が吹き込む状態であった。

平岡出張所での宿舍は、鶯栄現場では木造2階建の建物が2棟、栗生瀬現場では木造2階建の建物が2棟、満島現場では平屋建の建物が1棟であり、いずれも、沼倉出張所と同様、すきま風や雪が吹き込む粗雑なものであった。

置戸鉱業所の宿舍も、天井の低い木造中2階建の建物が2棟であり、板を打ち付けただけに等しい粗末なものであった。

イ) 原告ら等を含む中国人労働者に支給された衣類は、沼倉出張所に連行される際に支給された作業服のみであり、それ以後は支給されなかった。

靴も当初に地下足袋が支給されたのみで、その後は何も支給されなかった。寝具は、塘沽の収容所にいるときに支給された毛布一枚のみであった。

(ウ) 原告ら等を含む中国人労働者に与えられた食糧は、1日3回小交ととうもろこしの合成粉から作ったパンのようなものが1個であり、副食品はなく、しかも、食糧事情の悪化から、これらの食糧さえ満足に支給されなくなり、使用する合成粉の原料ももみ殻や藁などが入るようになった。

(イ) 原告ら等を含む中国人労働者が入浴できる施設はどの作業所にもなく、皮膚病に罹患する者が続出した。また、けが人や病気の者に対する治療はなく、逆に休んでいる者の食事を抜いたり減らしたりし、又は暴力を振るって無理に就労させた。

(ロ) 原告ら等を含む中国人労働者は、上記のような劣悪な環境のため、慢性的な栄養失調や伝染病にかかる者が多く、失明する者や死亡する者も出た。平岡出張所では、伝染病で亡朱■■■■を含む十数人が死亡した。

沼倉出張所及び平岡出張所における中国人の死者は、沼倉出張所で13人（うち事故死は1人、赤痢及び敗血症2人、大腸カタル5人、肺結核2人、喘息2人、丹毒1人）、平岡出張所で62人（疾病による死亡が46人、傷害による死亡が17人）の合計75人であった。

(エ) 宿舍の周りに複数の警察官が厳重な監視をし、逃亡する中国人労働者はすぐに捕らえられ、他の中国人の目の前で虐殺された。

ク 原告ら等（死亡した亡朱■■■■を除く。）は、昭和20年（1945年）12月1日、置戸から列車で南風崎港まで輸送され、船で塘沽まで送還された。

(4) 原告王■■■■及び岡嶋■■■■と日鐵輸西（被告新日鐵）

ア) 原告王■■■■は、昭和2年（1927年）10月12日に生まれ、強制

的に連行された当時、上海の租界地において父及び兄の3人家族で生活し、無職であった。

(イ) 原告馮■■■は、大正12年(1923年)9月1日に生まれ、強制的に連行された当時、上海の租界地において母及び姉の3人で生活し、無職であった。

イ 日鐵輪西は、日鐵輪西製鐵所で使用する石炭、コークス、鉄鉱石の積み下ろし作業を行う会社として、日本製鐵株式会社(以下「日本製鐵」という。)の出資で設立された会社であった。

ウ 戦経、大砲等の兵器製造に必要な鉄の需要が高まり、製鐵各会社は鉄増産の必要性に迫られているが、徴兵により労働力は絶対的に不足していたため、日本港運業会(全国の港湾荷役を事業目的とする会社の業者団体であり、日鐵輪西もその構成員であった。)は、日華労務協会との契約に基づき、中国人労働者の提供を受けて、労働者を全国の事業場に配置していた。

日本製鐵は、日本港運業会を通じて、九州八幡と北海道室蘭において港湾荷役作業に従事させるため、中国人労働者を中国から連行することとし、日鐵輪西の従業員でありかつ内務省囑託でもあった倉橋■■■は、昭和19年(1944年)8月、上海に赴き、原告ら等を含む中国人202人の供出を受け、同年8月26日、上海から船で日本に向かった。倉橋■■■は、200人の中国人労働者(202人のうち2人は死亡)を連行して、同年9月10日に室蘭市に到着した。中国人労働者は、日鐵輪西製鐵所構内の日鐵輪西の荷役作業に配属され、日鐵輪西製鐵所で使用する石炭、コークス、鉄鉱石の積み下ろし作業に従事させられた。

エ(ア) 原告王■■■は、昭和19年(1944年)8月、仕事募集の広告を見てこれに応募しようと思い、案内の者に連れられて虹口の倉庫に行ったところ、外に出ることを禁止され、日本軍の監視の下で倉庫に監禁された。

- (イ) 原告濁■■■■は、同年8月12日、仕事募集の話に応募しようとする案内の者に連れられて虹口の倉庫に行ったところ、外に出ることを禁止され、日本軍の監視の下で倉庫に監禁された。
- (ウ) 原告ら等は、虹口の倉庫で監禁された後、日本軍によってトラックに乗せられ、同月26日、上海の楊樹浦埠頭から仁洋丸に乗船させられ、同年9月6日、下関に到着した。原告ら等は、同月10日、室蘭に到着した。
- オウ) 原告ら等を含む中国人は、日本港運業会室蘭第三華工管理事務所に連行され、日鐵輪西製鐵所構内の日鐵輪西の荷役作業場で就労させられた。200人の中国人労働者は、1つの中隊と2つの小隊に編成され、小隊は4班に分かれた。労働の内容は、石炭、コークス、鉄鉱石等の積み下ろし作業であり、嚴寒の中で過酷な労働を強いられ、日本人の現場監督はすぐに中国人労働者を殴った。
- (イ) 原告ら等を含む中国人労働者が収容された宿舍は、日鐵輪西の社宅内の公会堂を改造した建物であり、床は木であってその上にムシロが敷かれ、1人当たりの居住面積は畳1枚弱であり、入浴はほとんどできず、また、食事は粗末なものであり、米と大豆の混ざった飯や、米とわかめが混ざった物などが出され、その量は茶碗に1杯から1杯半位程度と少なかつたため、多くの労働者は飢えに苦しみ、医療設備もなく、65人が死亡し、90人が腸炎に、52人が感冒にかかった。
- (ウ) 宿舍の建物の周囲は約2メートルの木柵で囲まれ、門の横に日本人が常駐する管理室があり、また、作業中も日本人が監視しているため、逃亡することはできない状況であり、逃亡を企てた者は捕らえられて他の中国人から暴行が加えられた。
- カ 原告ら等(129人に減少していた。)は、昭和20年(1945年)11月10日、室蘭を出発し、同月28日に博多港から明優丸に乗船し、

上海の楊樹浦埠頭に到着した。

(5) 原告任■■■，同楊■■■こと楊■■■及び同王■■■と被告地崎工業

ア(イ) 原告任■■■は，大正10年（1921年）5月14日に生まれ，強制的に連行される1年前まで，河南省南召県西上羅坪村において両親，弟3人及び妻の7人家族で農業を営んでいた。

(イ) 原告楊■■■こと楊■■■（以下「原告楊■■■」という。）は，大正11年（1922年）4月4日（旧暦）に山西省五台県五級村で生まれ，昭和12年（1937年）10月に八路軍に入り，晋察冀軍区で衛生員の仕事をしていた。

(ウ) 原告王■■■は，大正11年（1922年）10月9日に生まれ，強制的に連行された当時，山東省で両親，兄及び弟の5人家族で農業に従事していた。

イ 被告地崎工業は，建設工事設計及び請負，建設及び運搬用機械の設計，製作，修理，販売並びに賃貸等を業とする株式会社であり，大正6年（1917年）4月，合名会社地崎組として設立され，昭和18年（1943年）10月，その商号を株式会社地崎組に変更し，昭和48年（1973年）4月1日，現商号に変更した（以上の事実及び同被告の事業場が伊屯武華出張所，平岸出張所，大野出張所，落部出張所，大夕張出張所，上砂川出張所及び東川出張所であったことは，同被告の関係では当事者間に争いがない。）。

被告地崎工業の事業場は，伊屯武華出張所，置戸出張所，大府出張所，平岸出張所，北海道出張所，函館出張所，大野出張所，落部出張所，大夕張出張所，上砂川出張所及び東川出張所であったところ，同被告は，労働力が不足し，日本人労働者だけでなく朝鮮人労働者の調達も困難となってきたため，中国人労働者を移入することとし，華北勞工協会との間で中国人労働者の雇入契約を結んだ上で，従業員2人を中国に派遣し，さらに，

大阪から東川事業所まで従業員 11 人を派遣し、2 回目の移入に際しては、下関から事業場まで従業員 2 人を派遣するなどして、まず昭和 19 年（1944 年）9 月 14 日、中国人 297 人を塘沽から第七号丸に乗船させ、同月 24 日に大阪で上陸させ、同月 28 日に東川に着いたほか（ただし、船中で 16 人が、大阪から東川の間 17 人が、それぞれ死亡した。）、同年 10 月 14 日には、中国人 41 人を塘沽から乗船させて、同年 10 月 21 日に下関に着き、同月 25 日に東川に着いた（その途中で 1 人が死亡した。）。

原告任■■■■は東川出張所に、原告楊■■■■は伊屯武華、置戸、大府及び平岸の各出張所に、原告王■■■■は伊屯武華、大府及び平岸の各出張所にそれぞれ連行されて、労働を強いられた。東川出張所では、その後も劣悪な環境のため死者が多発し、事業場到着後 3 か月以内に 41 人が死亡した。また、賃金は一切支給されなかった。

ウケ) 原告任■■■■は、国民党に強制的に徴兵されて河南省西部の洛陽市第 1 戦地長官幹部訓練団の通信小隊に配属されていたところ、昭和 19 年（1944 年）3 月ころ、日本軍に捕虜として捕まり、洛陽に連れ戻されて、同所で約 20 日間拘束された後、二十数台のトラックに乗せられて鄭州第 2 監獄に押送され、さらに鄭州から列車で石家荘へ、同年 9 月ころには塘沽に移動させられてすぐに貨物船に乗せられ、約 1 週間で港に着いて、東川出張所に連行された。

イ) 原告楊■■■■は、昭和 17 年（1943 年）初冬、日本軍の捕虜となり、石家荘に連行されて拘束され、その後、昭和 19 年（1944 年）3 月 21 日、青島から第 2 大信丸（貨物船）の船倉に乗せられて同月 26 日に下関に到着し、同月 31 日、伊屯武華出張所へ連行された。

ウ) 原告王■■■■は、国民党軍の兵士であったところ、昭和 18 年（1943 年）11 月ころ、その所属する部隊が日本軍に包囲され、投降の後、

済南の新華院に収容され、その後、日本兵の監視の下、汽車で青島へ行き、3泊した後、第2大信丸（貨物船）に乗せられて、原告楊■■■■とともに伊屯武華へ連行された。

エ(ア) 東川出張所における労働の内容は、遊水池工事及びその入水溝と排水溝の整備であり、飢えと寒さの中で、機械のないまま、1日平均約12時間の過酷な労働を強いられた。そして、逃亡を企てる者には、警察官が他の中国人の前で暴行を加えた。

イ(イ) 中国人労働者が宿泊する収容所は、工事現場の近くにあり、朝鮮人労働者を収容していたものを補修したものであって、高い塀に囲われる等により外部と完全に遮断され、出入口には見張所があつて旭川警察特高外事係の担当警察が5、6人配置されていた。建物は木造で、部屋には中間通路を挟んで板敷きのベッドがあり、ベッドの上にごさが敷かれており、厳寒の中、1人につき布団1枚、毛布1枚及び黒い布表にゴム底のうす靴（地下足袋）しか支給されなかつた。

イ(ウ) 中国人労働者に与えられた食料は非常に少なく、食事は1日3回であつたが、とうもろこしの薄いおかゆや、どんぐり粉のウオトーしかなく、消化もよくないため、下痢で苦しむものが続出した。

オ(ア) 伊屯武華出張所での労働の内容は、水銀掘削のための沈殿池の掘削工事等であり、日本人が作業を監督し、中国人労働者に暴行を加え、そのため12人が死亡した。原告楊■■■■は、主に平地での作業と山の木の伐採作業に従事し、原告王■■■■は、水銀掘削、除雪、沈殿池の築堤及び道路工事に従事した。宿舎は木造で、暖炉はあつたが大変寒く、食事はクヌギの粉や大麦の粉で作つた麺やマントウ、じゃが芋であり、量が少なかつた。

イ(イ) 昭和19年（1944年）8月15日、伊屯武華出張所に連行されていた中国人のうち原告楊■■■■を含む290人が被告地崎組の置戸出張所

へ移送され、伊屯武華出張所と同様の食事のもと、同様の作業に従事させられた。

(ウ) 同年11月30日、伊屯武華及び置戸の各出張所の中国人全員（原告楊■■■■及び同王■■■■を含む）が愛知県知多郡所在の大府出張所へ移され、同所において飛行場滑走路拡張工事及び誘導路新設作業に従事させられた。同出張所には、宿舍の建物はなく、テントで寝泊まりさせられ、食事は伊屯武華出張所と同様であった。

(エ) 昭和20年6月25日、大府出張所の中国人全員（原告楊■■■■及び同王■■■■を含む。）が北海道空知郡赤平町所在の平岸出張所へ移され、同所において資材等運搬のための鉄路の路盤の築堤作業に従事させられた。食事は伊屯武華出張所と同様であった。

カ 戦後、原告任■■■■を含む中国人は、被告地崎工業の従業員及び北海道庁係官の引率により、中国に帰還し、原告楊■■■■及び同王■■■■も、昭和20年（1945年）10月、船で中国に帰還した。

(6) 原告呉■■■■、同高■■■■、同王■■■■、同董■■■■及び同張■■■■こと張■■■■と北海道炭礦汽船株式会社

ア(ア) 原告呉■■■■は、大正14年（1925年）8月4日に河北省豊潤県で生まれ、強制的に連行されるまでの間、同所において両親（工場を所有していた。）、妻及び弟の5人家族で生活していた。

イ(イ) 原告高■■■■は、大正5年（1915年）ころ同省楽県南八区安機寨村で生まれ、強制的に連行されるまでの間、同所において妻、子供2人、両親、兄弟姉妹5人及びそれぞれの家族と生活していた。

ウ(ウ) 原告王■■■■は、大正15年（1926年）11月25日に生まれ、強制的に連行された当時、山東省諸城県呂棕鎮董家崑頭村において、農民であった両親、兄弟ら10人家族で生活し、八路軍に加わっていた。

エ(エ) 原告董■■■■は、大正11年（1922年）8月11日に生まれ、強制

的に連行された当時、同県箭口鎮東郭家埠村において、農民であった母、兄及び姉の4人家族で生活し、国民党軍に入隊していた。

(オ) 原告張■■■■こと張■■■■（以下「原告張■■■■」という。）は、大正8年（1919年）12月14日に河北省永清県通澤村で生まれ、強制的に連行された当時、家族は両親、妻及び娘であり、日本軍の憲兵隊内の売店で働いていた。

イ 北海道炭礦汽船株式会社（以下「北炭」という。）は、鉱業及び鉱物の売買、運送等を目的とする株式会社であり、明治22年（1889年）に有限責任北海道炭礦鉄道会社として設立され、同26年（1893年）に北海道炭礦鉄道株式会社、同39年（1906年）に北海道炭礦汽船株式会社とその商号を変更した。炭鉱としては、幌内炭鉱及び幾春別炭鉱のほか、明治23年（1890年）には空知探炭所及び夕張探炭所を、同36年（1903年）には万字炭鉱を、さらに同38年（1905年）には真谷地炭鉱をそれぞれ開坑し、大正期には、歌神坑、留萌炭鉱、登川炭鉱、新夕張礦などを買収した。さらに、昭和6年（1931年）の満州事変を契機に、石炭需要が大幅に増加したことから、新たに平和礦、興津坑、神威坑及び赤間礦を開発し、昭和14年（1939年）から同18年（1943年）にかけて、急激に膨張した生産機構を整理し、鉱業所制を次のとおり整備し、増産命令を受ける中で、労働力の不足に対処するため、中国人労働者を移入することとした（同会社は、平成7年（1995年）2月6日に会社更生法の適用を申請して倒産した。）。

- (ア) 夕張鉱業所 夕張第一礦ないし第三礦
- (イ) 空知鉱業所 空知礦、神威礦及び赤間礦
- (ウ) 幌内鉱業所 幌内礦及び万字礦
- (エ) 天塩鉱業所 天塩礦（後に空知鉱業所に併合）
- (オ) 平和鉱業所 平和礦、真谷地礦、登川礦及び角田礦

(カ) 新幌内鉱業所 新幌内礦 (後に幌内鉱業所に併合)

ウケ) 原告呉■■■は、昭和18年(1943年)冬、正月用品を仕入れるため親戚の者らと天津市へ行き、宿に泊まっていたところ、翌早朝、日本軍の憲兵隊に理由もなく逮捕され、八路軍ではないかとの疑いを受けて拷問を加えられ、これにより聴力に障害を生じ、火傷の痕が残った。逮捕から約50日後、同原告は、日本兵の監視の下、他の中国人とともにトラックに乗せられ、縛られたまま塘沽の収容所に連行された。同原告を含む433人の中国人は、昭和20年(1945年)3月26日、塘沽で江島丸に乗せられ、同月31日に下関に着いて、汽車で北海道まで連行され、同年4月11日、途中で死亡した者を除く同原告ほか417人の中国人が真谷地に到着した。

イ) 原告高■■■は、昭和19年(1944年)9月1日ころ、日本兵にゲリラであるとして捕らえられ、唐山憲兵隊に連行されて暴行を受け、拘束された後、塘沽の収容所に送られ、粗末な食事と劣悪な住環境の下で拘束された。同原告を含む284人の中国人は、北炭の従業員3人の同行の下、同年10月24日、塘沽から燕京丸に乗せられ、下関、門司を経由して、北炭の職員及び警察官の同行の下、同年11月4日ころ、赤平に到着した。

ウ) 原告王■■■は、昭和18年(1943年)冬に八路軍に加わったところ、諸城県小韓荘付近で退却中に捕虜となり、6日間拘束された後、日本軍警察総所で、厳寒と劣悪な環境の下で約5か月間監禁され、その後、青島に連行され、華北勞工房に20日間収容された。

エ) 原告董■■■は、昭和17年(1942年)に国民党軍に所属し、昭和19年(1944年)、諸城市郊区邸家に駐屯していたところ、日本軍に包囲されて捕虜となり、諸城中学校で2泊した後、高密市を経て青島に連行され、華北勞工協会の建物に約1か月間収容された。

- (カ) 原告王■■■■及び同輩■■■■を含む約1000人の中国人は、昭和20年(1945年)2月22日、青島で歴山丸に乗せられ、劣悪な環境の下、下関に向かい、同年3月6日、原告王■■■■及び同輩■■■■を含む約358人の中国人は、神威の事業場に到着した。
- (カ) 原告張■■■■は、天津に赴く途中で中国人の憲兵隊に捕まり、その後、日本の憲兵隊によって塘沽の収容所に入れられ、約1週間拘束された後、同年3月上旬、他の中国人300人とともに塘沽で清津丸に乗せられ、同月23日に下関に到着し、同月30日に北海道留萌郡小平^炭村の天塩鉱業所に到着したが、生存者は231人となっていた。
- エ(ア) 原告呉■■■■を含む中国人は、平和鉱業所真谷地礦で就労させられ、当初は防空壕を掘ったり汽車から木材を降ろす作業などに従事させられ、その後、炭坑内での労働をさせられた。朝は5時か6時に起床し、夕方6時ころまで働かされ、休日はまったくなかった。産出量が少なかったり、わずかでも休憩をとると、日本人の現場監督に暴行を加えられたり、食事を抜かれたりした。また、貨車の脱線事故により、作業中の中国人労働者が死亡したこともあった。
- (イ) 中国人労働者の宿舎は、真谷地会館という看板のある2階建ての建物で、一階に暖房設備があったものの不十分で極めて寒く、また、風呂はなかった。食事は、豆や木の実の粉を蒸したような団子状のものが与えられ、夜だけは少量のみそ汁も出た。賃金は支給されなかった。
- オ 原告高■■■■を含む中国人は、空知鉱業所赤間礦で就労させられ、華光寮という木造の建物に収容された。ここは、冬でも暖房はなく、1人1枚のゴザと2人に1枚の布団が与えられただけであり、風呂はあったが広いものではなかったため、入ることのできない者もいた。284人の中国人労働者は2組に分けられ、各組は6班に分けられた。1日12時間の労働で、当初は丸太運びの作業に従事し、着替えはなく、食事は約100グラムの

マントウと冷えた野菜汁が1日3食与えられた。2か月ほど後、原告高雲翠は、昼夜2交替制の12時間労働で、炭坑の採炭作業に従事させられ、ドリルを与えられたが、粉塵で顔を覆われ、全身は震えてしびれ、耳ははっきりと聞こえなくなった。毎日の採炭量がノルマに達しないと暴行を受け、同原告は、棒で頭を殴られ、難聴とめまいの後遺症が残った。また、同原告は、石炭を載せたトロッコを動かすことができなかつた際に、監督者にこん棒で足を強く殴られ、現在でも足が痛む。また、落石事故により死亡する者も出た。このような状況下で、1年も経たないうちに、中国人労働者284人のうち41人が死亡した。賃金は支給されなかつた。

カ) 空知鉱業所の神威礦では、中国人労働者の宿舎は、木造2階建の建物で、廊下を挟んで寢床が作られ、ストーブはあつたが隙間風とともに煙も吹き込み、極めて寒く、風呂はあつたが、狭く、全員が入れるようなものではなかつた。また、宿舎内を自由に歩くことは許されず、寢場所を動いてはならないという規則があり、違反するとこん棒などで殴られた。食事は1日3回であつたが、とうもろこしや豆殻、芋の粉で作つたマントウのみが与えられ、副食はなく、栄養失調で死亡する者も多数いた。

イ) 原告王■■■■及び同董■■■■を含む中国人は、直接的には鉄道工業によつて強制され、北炭の空知鉱業所管内の開北坑の坑内掘進作業に就労させられたが、作業場における指導、保安等は北炭空知鉱業所が実施した。労働の内容は、坑内での掘進作業、採炭作業、採掘した石炭をトロリーに積み込み、巻き揚げ機により坑外に搬出し、坑外付近の適地に運搬する作業であり、逃亡を企てた者が拷問の末に殺されたこともあつた。同作業場では、合計77人の中国人労働者が死亡した。賃金は支給されなかつた。

ウ) 天塩鉱業所での労働の内容は、炭鉱の石炭掘り、削岩であり、1日2

交替の12時間労働であった。宿舍は木造1階建の建物で、監視者が常駐していた。食事は1日3回で1回にマントウ1個や野菜のスープ等しか与えられず、231人のうち67人が死亡した。賃金は支給されなかった。

キ(ア) 原告呉■■■■を含む358人の中国人は、昭和20年(1945年)1月24日、真谷地の事業場を出発し、長崎でアメリカ軍に引き渡され、中国に帰還した。

(イ) 原告高■■■■を含む241人の中国人は、同月29日、赤間を出発し、中国に帰還した。

(ウ) 原告王■■■■及び同董■■■■を含む275人の中国人は、同日、神威の事業場を出発し、佐世保で船に乗って中国に帰還した。

(エ) 原告張■■■■は、同年12月1日、小平花村を出発し、南風崎を出港して中国に帰還した。

(7) 原告侯■■■■，亡宋■■■■こと宋■■■■と被告三菱マテリアル

ア(ア) 原告侯■■■■は、大正14年(1925年)3月23日に山東省金郷県郭樓村で生まれ、強制的に連行された当時、母と妹の3人家族であったが、国民党に拉致されて同党に属していた。

(イ) 亡宋■■■■こと宋■■■■(以下「亡宋■■■■」という。)は、同年9月20日に同省栄城県人和西里山村で生まれ、強制的に連行された当時、八路軍の兵士であって、祖母、両親、妹2人及び弟の7人家族で農業を営んでいた。

第2事件の訴え提起後、亡宋■■■■は死亡し、原告亡宋■■■■訴訟承継人侯■■■■，同宋■■■■，同宋■■■■，同宋■■■■，同宋■■■■，同宋■■■■は、亡宋■■■■の相続人である。

イ 被告三菱マテリアルは、大正7年(1918年)4月に設立され(当時の商号は三菱鉱業株式会社で、平成2年(1990年)12月に現商号に

変更した。)、金属鉱山を経営していた。同被告の事業場は、三菱美唄、三菱大夕張、三菱尾去沢、三菱勝田、三菱飯塚、三菱高島端島、三菱高島新抗(以上の事実は、同被告との関係では当事者間に争いがない。)及び三菱崎戸槇峰であり、原告ら等は、同被告から出炭を請け負っていた鉄道工業によって、三菱美唄鉱業所にある美唄出張所に連行され就労させられた。美唄の炭鉱には、合計415人の中国人労働者が移入され、うち91人が作業中に死亡した。

ウケ 原告侯■■■は、昭和19年(1944年)春ころ、その所属する部隊と日本軍との戦闘により、日本軍の捕虜となって、済南の新華院で日本兵の監視の下で約1か月間監禁され、同年7月ころ、青島から船に乗せられて、下関経由で美唄へ連行された。

イ) 亡宋■■■は、昭和17年(1942年)ころ、中国人の兵士に捕まり、青島の感化院に收容され、その後、昭和19年(1944年)7月ころ、トラックで青島の埠頭に連行されて船に乗せられ、下関経由で美唄へ連行された。

エ 美唄出張所での労働は、1日14時間に及ぶ炭鉱での作業であり、原告ら等を含む中国人労働者は、粗末な食事しか与えられず、作業中に頻りに暴行を受けた。原告侯順年は、現場監督に殴られ、左耳が聞こえない障害を負うに至った。また、亡宋■■■は、逃亡を企てたが警察官に捕まり、暴行を受けて、その際に腕に火傷を受けた。賃金は支給されなかった。

オ 原告侯■■■及び亡宋■■■は、昭和20年(1945年)10月ころ、室蘭港から中国に帰還した。

(8) 原告劉■■■こと劉■■■と荒井合名会社

ア 原告劉■■■こと劉■■■(以下「原告劉■■■」という。)は、大正15年(1926年)1月10日に生まれ、強制的に連行された当時、河北省寧晋県辛集所在の工場で働いていた。

イ 荒井合名会社は、土木、建築請負を業とする会社であり、北海道において落部出張所を操業していたところ、労働力の不足を補うため、厚生省及び大東亜省の指示に基づいて、華北勞工協会と契約を結び、300人の中国人労働者を移入することとし、昭和19年（1944年）1月、落部出張所において、北海道内で産出される石炭その他の軍需物資の輸送高速化のための工事に着工した。

ウ 原告劉■■■は、同年4月の朝、仕事仲間の家に行ったところ、武装日本兵に拘束され、石家荘の収容所に送られて、日本軍の監視の下で約1週間拘束された後、同様に拘束されていた300人の中国人とともに貨物列車で塘沽まで移され、同年7月1日、船に乗せられて下関に着き、落部まで連行された。

エ 落部出張所における労働の内容は、鉄道のトンネル掘りであり、1日12時間ないし14時間の労働が課せられた。食事はマントウが1日400グラムと決められ、量が不足し、また、防寒具も靴も与えられず、トンネル内の作業ではボール紙で体を保護し、さらに、安全衛生はまったく配慮されず、病人等に対する医師の診察も皆無であった。原告劉■■■は、他の勞工に鼻にスコップを当てられて流血したが、治療されなかったために傷跡が残り、また、日本人から暴行を受けて胸部に火傷の痕が残った。落部出張所では、中国人労働者285人のうち18人が死亡した。

オ 原告劉致中は、昭和20年（1945年）12月4日、落部出張所を出発し、アメリカ軍の船で中国に帰還した。

(9) 原告姚雪児こと姚義と株式会社菅原組

ア 原告姚■■■こと姚■■■（以下「原告姚■■■」という。）は、昭和2年（1927年）2月6日に生まれ、強制的に連行された当時、河北省保定市白樓郷蔡庄において両親及び7人の兄弟と生活し、家族とともに農業に従事していた。

イ 株式会社菅原組は、土木建築請負業等を目的とする会社であり、北海道内に、門静採石場、小樽市の除雪作業所及び幌内炭坑詰所を有していたところ、労働力の不足に対処するため、政府の要請に応じて、華北労働協会を経由して中国人労働者を移入することとした。

ウ 原告姚■は、昭和19年(1944年)7月22日(旧暦)、自宅の近くで農作業をしていたところ、村を包囲した日本軍らに捕らえられ、保定市の日本軍営に連行された後、汽車で石門市の労働訓練所に移され、同所で約1か月間拘束されて、同年9月ころ、青島に移され、青島労働協会で3日間過ごした後、同年10月11日、約290人の中国人とともに梓丸に乗船させられて出港し、同月18日に下関に到着し、同月23日に門静採石場に着いた。

エ 門静採石場での労働の内容は、各種施設工事用の石材の採取、運搬と貨車への積み込みであり、1日実質10時間労働で、賃金は支給されなかった。衣服の支給はなく、食事は、1日3回で、1回につき小麦粉と豆で作られた小さなマントウを2個及び野菜スープが与えられただけであり、また、入浴施設や医者の診察もないなど、衛生環境は劣悪であった。

オ 原告姚■を含む中国人労働者371人は、昭和20年(1945年)1月5日、小樽市の除雪作業所へ移され、翌日から、鉄道沿線の除雪作業及び小樽港での石炭荷役作業に従事させられた(1日実質8時間労働)。食事等は門静採石場と同様であり、賃金は支給されなかった。

カ 原告姚■を含む中国人労働者366人は、同年3月31日、幌内炭坑詰所へ移され、坑内掘削及び採炭作業に従事させられた(1日実質10時間労働)。狭い坑内での慣れない作業で負傷する者が多く、落盤事故で死亡する者も出た。食事等は門静採石場と同様であった。

キ 原告姚■は、同年11月30日、幌内を出発し、南風崎から船で中国へ帰還した。

第5 当裁判所の判断

1 強制連行に至る事実経過並びに原告ら等に対する強制連行及び強制労働に関する原告らの主張について

甲第1ないし第3号証, 第4号証の1ないし5, 第5ないし第15号証, 第18号証の1ないし12, 第33号証, 第35ないし第40号証, 第75号証, 第82号証の1ないし9, 甲1番, 2番の各第1号証, 3番第1, 第2号証, 4番第1号証, 4番第2号証の1ないし3, 5番第1号証, 6番第1号証, 6番第2号証の1・2, 7番ないし11番の各第1号証, 12番第1, 第2号証, 13番ないし27番の各第1号証, 28番第1ないし第3号証, 29番ないし

33番の各第1号証, 34番第1ないし第3号証, 35番第1ないし第4号証, 36番, 37番の各第1, 第2号証, 38番第1ないし第3号証, 39番第1号証, 40番, 41番の各第1, 第2号証, 42番第1ないし第3号証, 43番第1ないし第4号証, 甲A第1ないし第9号証, 甲B第1, 第2号証, 甲C第1ないし第5号証, 第6号証の1ないし4, 第7号証, 第8号証の1・2, 第9号証, 甲D第1ないし第4号証, 甲E第1ないし第8号証, 甲F第1ないし第7号証, 甲G第1, 第4, 第5号証, 証人上野■■■■及び同寛■■■■の各証言, 原告任■■■■, 同王■■■■, 同王■■■■, 同陳■■■■, 同馮■■■■, 同趙■■■■, 同張■■■■承継前原告宋■■■■及び原告姚■■■■各本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨(歴史的事実などの公知の事実を含む。)によれば, 第3「強制連行に至る事実経過並びに原告ら等に対する強制連行及び強制労働に関する原告らの主張」欄に記載の事実を概ね認めることができる。もとより, これらの事実関係のうち, 特に7の「原告ら等に対する強制連行及び強制労働」欄に記載の日時や場所, 数値等の詳細な事実関係に至るまでこれを認めるに足りる十分な証拠があるとは言い難いところではあるものの, 少なくとも, 原告ら等が, 暴力的にあるいは威嚇等によりその意思を制圧され, 又は欺罔されて, 戦争が終了するまでの間, 人格の尊厳と健康を保持することが困難となるような劣悪な環境の下で, 我が国に連行され, その意思に反して重労働を強制されたという事実の概要については, これを優に認めることができるというべきである(以下, これらの強制連行及び強制労働を「本件加害行為等」という。)